

1. 2億円の消費を喚起するプレミアム付商品券を販売します

～お得な商品券を使って市内中小企業者・小規模事業者を応援しよう～

令和2年（2020年）11月30日（月）

筑面市では、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援と、併せて売上が減少した市内の中小企業者・小規模事業者を応援するため、市内の店舗で利用できるプレミアム付商品券を令和3年3月中旬から販売します。市ではテイクアウト・クーポン、お買い物割引券に続くコロナ禍での3回目の消費喚起策です。

1冊6,000円分（額面500円×12枚）の商品券を5,000円で販売し、総額1.2億円（発行冊数20,000冊）の市内消費を喚起します。

なお、この事業は市から筑面商工会議所へ補助を行い実施するもので、この補助金の補正予算を12月議会に提案しています。

1. 概要

筑面市では、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援と、併せて売上が減少した市内の中小企業者・小規模事業者を応援するため、市内の店舗で利用できるプレミアム付商品券を令和3年3月中旬から販売します。市ではテイクアウト・クーポン、お買い物割引券に続くコロナ禍での3回目の消費喚起策です。

1冊6,000円分（額面500円×12枚）の商品券を5,000円で販売し、総額1.2億円（発行冊数20,000冊）の市内消費を喚起します。

なお、この事業は市から筑面商工会議所へ補助を行い実施するもので、この補助金の補正予算を12月議会に提案しています。

2. プレミアム付商品券について

（1）概要

- 実施主体：筑面商工会議所
- 購入対象者：筑面市在住のかた
- プレミアム率：20%
- 販売単位：1冊6,000円分（500円×12枚）の商品券を5,000円で販売
- 発行総数：20,000冊（1.2億円分）
- 使用可能期間：令和3年4月1日から6月30日まで（予定）

（2）販売場所と時期について

- 販売場所：筑面サンプラザ名店会、桜井商店会事業協同組合、栗生ショッピングセンター、みのおキューズモール等（予定）
- 販売時期：令和3年3月中旬（予定）

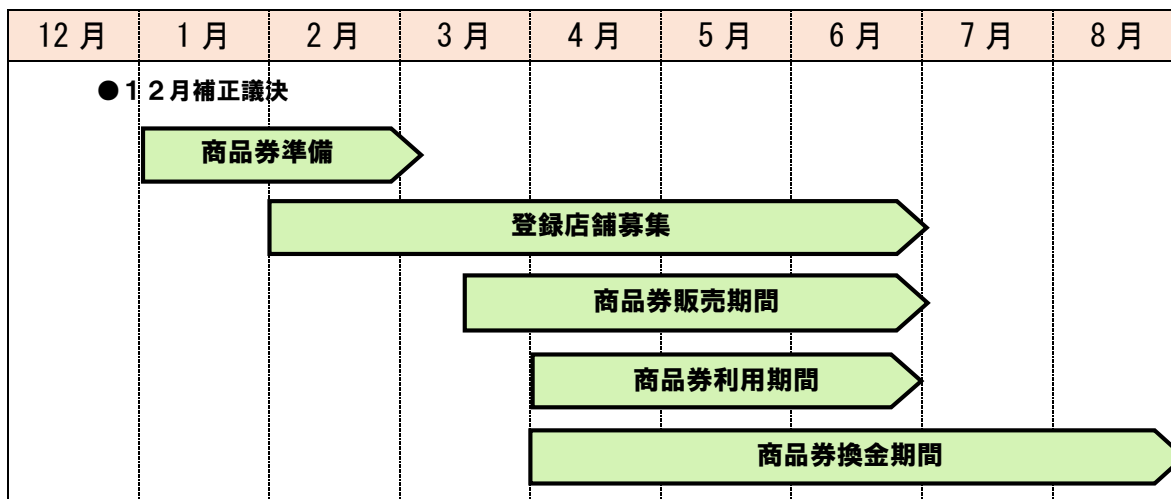
(3) 利用可能店舗について

○利用可能店舗：市内の登録店舗

○登録店舗の対象：「箕面商工会議所または箕面市商店会連合会に加入する中小企業者」
及び「小規模事業者」（下表参照）

○登録店舗募集時期：令和3年2月（予定）

(4) 今後のスケジュール（予定）



(参考) 中小企業者及び小規模事業者の定義

	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の 業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下 (宿泊業及び娯楽業は20人以下)
④小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
根拠法令	中小企業基本法		小規模事業者支援法

問い合わせ先

箕面市地域創造部 箕面営業室

TEL 072-724-6727(直通)